

第218回

岐阜県都市計画審議会

議事録

と き：令和4年3月24日（木）午後1時30分から

と ころ：岐阜県庁 議会西棟第1会議室

【事務局】

都市計画課長の幸畑でございます。定刻となりましたので、ただいまから、第218回岐阜県都市計画審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず始めに、昨年12月から新たにご就任いただきました倉内委員は、本日が初めてのご出席となりますので、ご挨拶いただきたいと思います。

【倉内委員】

ただいまご紹介いただきました岐阜大学の倉内でございます。どうぞよろしくお願いたします。私専門の方がですね、交通工学、交通計画といったところでして、道路のネットワークあるいは公共交通のネットワークのデザインでありますとか、評価の方法とかそういったことを研究しております。昨今、1つはやはりまちづくりというものと交通の関係、それを上手くやっけていかないといけないというような流れ、大きな流れがあると思いますしですね、かつ、私自身実は社会基盤工学科の防災コースに所属しております、災害につよい道路づくりといいたしまししょうか、ネットワークづくりといったようなことも研究しております。そういったことでですね、この都市計画審議会に少しでも貢献することが出来ればという風に考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】

ありがとうございました。本日もご出席の皆様のご紹介につきましては、お手元の資料1 委員名簿と資料2 委員座席図のとおりでございますので、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、委員及び臨時委員計23名中、19名のご出席をいただき、定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、本日の議事の概要について説明をさせていただきます。お手元の資料3 議案一覧表をご覧ください。

本日お諮りする議案は、議第1号岐阜都市計画道路の変更についての1件でございます。このほか、令和3年度市町都市計画決定（変更）一覧についての1件の報告事項を取り上げさせていただきます。

では、以降の議事進行につきましては、高木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【高木会長】

ではまず、議事に入る前に、本日の審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。よろしくお願いたします。

(「異議なし」の声あり。)

はい、一任いただきましたので、本日の議事録署名は、菊本委員と藤埴委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。議第1号岐阜都市計画道路の変更についてを議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

都市政策課技術総括監の大西でございます。本日はよろしくお願いいたします。それでは、議第1号岐阜都市計画道路の変更についてご説明いたします。資料は、お手元の議案書1-1から1-23ページでございます。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、岐阜市の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしましては、黒色で示している東海環状自動車道、国道156号、環状線などがございます。主要な施設といたしましては、黒丸でお示ししている岐阜駅、岐阜市役所、岐阜大学などがございます。

今回変更します路線は、岐阜都市計画道路の日野岩田坂線、長良中川原線、城田寺中線及び古市場御望線、芥見太郎丸線及び福富溝口線の計6路線でございます。

次に、今回の変更に至った背景をご説明いたします。今回の変更は、いわゆる都市計画道路の見直しによるものでございまして、本県におきましては平成13年5月に都市計画道路の見直し方針案を策定し、市町とともに、都市計画道路の見直しを進めているところでございます。

岐阜市におけるこれまでの経緯をお示ししております。第2次見直しとして、平成27年度に見直し方針を策定し、平成30年4月に見直し候補路線16路線、約21kmを公表しております。この内、8路線、約9kmにつきましては、令和2年3月の第210回岐阜県都市計画審議会などを経て、都市計画変更を行っております。

今回お諮りする議案は、2次見直しの残りの路線となります。今回の変更により平成30年度に公表した路線はすべて変更することとなります。

はじめに、日野岩田坂線についてご説明いたします。議案書1-10と1-11ページ及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。日野岩田坂線は、現在、日野南6丁目を起点、岩田坂2丁目を終点とする延長約1,460mを都市計画決定しております。今回の変更は、路線全線を廃止する変更を行います。

計画図でご説明いたします。変更前を青色で示しております。日野岩田坂線と並行する国道156号岐阜東バイパスが平成25年度に整備され、代替路線としての機能を果たすことから、従来国道156号に都市計画決定していた日野岩田坂線の全区間を廃止するものでございます。

つぎに、長良中川原線についてご説明いたします。議案書 1-12 から 1-16 ページ及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。長良中川原線は、現在、長良古津橋線として、長良福光を起点、長良古津池野尻を終点とする、延長約 4,980 m を都市計画決定しています。今回の変更は、一部区間の幅員を縮小する変更と終点の一部区間の計画を廃止する変更を行います。

計画図にてご説明いたします。変更前が青、変更後を赤で示しております。長良川右岸、鵜飼い大橋の西側で現況 2 車線の片側歩道の区間となります。幅員 12 m の両側歩道に拡幅する計画でしたが、この区間は、堤防道路であり、住宅等には面しておらず、現在の片側歩道で機能を果たせることから、計画幅員を標準横断面図に示している幅員 9 m に変更するものでございます。

鵜飼い大橋の東側です。こちらでも現況 2 車線の片側歩道の区間となります。この区間も堤防道路で住宅等には面しておらず、現在の片側歩道で機能を果たせることから、計画幅員を標準横断面図に示している幅員 10 m に変更するものでございます。

先ほどより東側の区間となります。岩舟川より東側の区間は、市街化調整区域であること、当路線と並行する岐阜美濃バイパスが平成 27 年 3 月に整備され、代替路線としての機能を果たすことから、岩舟川から終点までの区間を廃止いたします。

つぎに、城田寺中線及び古市場御望線についてご説明いたします。議案書 1-17 から 1-20 ページ及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。古市場御望線は、現在、古市場神田を起点、御望 6 丁目を終点とする、延長約 3,530 m を都市計画決定しております。今回の変更は、古市場御望線の一部区間の幅員を縮小する変更と古市場御望線の幅員縮小に伴う、城田寺中線の交差点隅切りの変更を行います。

こちらが計画図でございます。変更前が青、変更後を赤で示しております。古市場御望線の終点の区間となります。古市場御望線は、幅員 12 m の両側歩道に拡幅する計画でしたが、南側の大半が市街化調整区域で主に農地となっており、現在の片側歩道で機能を果たせることから、計画幅員を標準横断面図に示している幅員 9.5～11.5 m に変更します。

先ほどより東側の区間となります。計画幅員を標準横断面図に示している幅員に変更いたします。

先ほどより南側の区間となります。同様に計画幅員を標準横断面図に示している幅員に変更するものでございます。

さらに先ほどより南側の、古市場御望線と城田寺中線が交差する区間となります。城田寺中線は、古市場御望線の幅員縮小に伴い、交差点隅切りの区域を変更いたします。

つぎに、芥見太郎丸線及び福富溝口線についてご説明いたします。議案書 1-21 から 1-23 ページ及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。福富溝口線は、現在、福富町田を起点、溝口上を終点とする、延長約 1,240 m を都市計画

決定しています。今回の変更は、福富溝口線の幅員を縮小する変更と福富溝口線及び岐阜市が変更する栗野福富線の幅員縮小に伴う芥見太郎丸線の交差点隅切りの変更を行います。

計画図でご説明いたします。変更前が青、変更後を赤で示しております。福富溝口線の起点、芥見太郎丸線と交差する区間となります。福富溝口線は、幅員12mの両側歩道に拡幅する計画でしたが沿道の大半が市街化調整区域で主に農地となっており、現在の片側歩道で機能を果たせることから、計画幅員を標準横断面図に示している幅員10～15mに変更するものでございます。

先ほどより東の、終点の区間になります。同様に計画幅員を標準横断面図に示している幅員に変更いたします。

芥見太郎丸線と先ほどの福富溝口線、及び、栗野福富線が交差する区間となります。栗野福富線は、岐阜市で幅員縮小の都市計画変更の手続きを進めている岐阜市決定の路線となります。芥見太郎丸線は、福富溝口線及び栗野福富線の幅員縮小に伴い、交差点隅切りの区域を変更いたします。

つぎに、都市計画手続きの状況でございます。これまで、都市計画案の公告・縦覧、関係市への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、岐阜市への意見聴取においては案を適当と認めるとの回答をいただいております。

つぎに、都市計画案の縦覧の状況です。令和3年7月12日から7月26日までと、令和4年1月6日から1月20日まで、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出が4件ございました。

なお、提出された意見の取り扱いについては、都市計画法では、意見書の要旨を都市計画審議会に提出することになっておりますので、お手元の議案書1～8ページに意見書の要旨をまとめております。それでは、意見書と対応方針についてご説明いたします。お手元に配布させていただいております資料4にてご説明いたします。右肩に資料4と記載のある議第1号参考資料「岐阜都市計画変更案に対する意見書の要旨及び対応方針」をご覧ください。

資料4の1ページをご覧ください。4件の意見の内容といたしましては、「事前協議を求める意見」が1件、「歩道又は自動車道の確保、街路灯設置を望む意見」が3件ございました。

資料4の2ページをご覧ください。まず、「事前協議を求める意見」の意見書の要旨でございます。

計画道路内に設備（鉄塔等）があるため、事前に十分協議願います。計画が具体的になりましたら、計画図面（設計図）等を提出いただき、技術検討を実施します。また、施工時等の安全打合せについても協議願います。との意見でございました。この意見に対する県の対応方針を資料右側に示しております。事業の計画が具体になった段階で、事業者において事前協議してまいります。とさせていただいております。

次に、資料4の3ページをご覧ください。こちらは「歩道または自転車道の確保、街路灯設置を望む意見」の意見書の要旨になります。3・6・45長良中川原線について、1つ目といたしまして、歩道未整備区間（洞門から千鳥橋）安全な歩道または自転車道の確保を望む意見があり、その理由としては、古津地区中学生ならびに長良方面や藍川方面へ向かう高校生の通学路として大変多くの利用者があり、通学時間帯における自動車との接触の可能性が高く危険。休祭日などには、ランニングやサイクリングで利用する人も多いが、無理な追い越しをする自動車等も多数見られ、危険。古津橋から千鳥橋の区間は、川側はパラペット（コンクリート擁壁）が設置され、山側は石積のり面の区間が多く、危険が生じた場合にも避ける場所がなく危険。洞門から古津橋間は、曲線区間で見通しが悪く、かつ洞門へ向かう方向は坂道でスピードが出る構造である。さらに片側歩道設置区間の終端であり、歩道を利用してきた自転車が交通ルールに従って山側へ車線変更することがあるが、上流へ向かう車両からは非常に発見しづらく、非常に危険。との意見でございました。

2つ目として、洞門から古津橋付近への街路灯設置を望む意見があり、その理由として、夕暮れや夜間は自転車や歩行者の存在が確認できず危険なため、照明設備の設置を要望する。との意見でございました。この意見に対する県の対応方針を資料右側に示しております。歩道または自転車道の確保、街路灯設置のご要望については、道路管理者である岐阜土木事務所と岐阜市で検討を進めており、地元住民や関係機関と調整を行いながら、具体の対策を検討し、必要な措置を実施していきます。としております。

以上のことから、県といたしましては今回の都市計画変更案は適切なものと考えております。議第1号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願います。

【高木会長】

はい、事務局の説明がありました。これについてご意見・ご質問はございませんでしょうか。

玉田委員どうぞ。

【玉田委員】

古津橋から千鳥橋の間の回答は、歩道または自転車道の確保、街路灯設置のご要望については、道路管理者である岐阜土木事務所と岐阜市で検討を進めており、地元住民や関係機関と調整を行いながら、具体の対策を検討し、必要な措置を実施していきますとあるが、ちゃんと実施してください。

【高木会長】

事務局どうぞ。

【玉田委員】

検討するだけではなく、よろしくをお願いします。

【事務局】

既に地元調整を進めておりまして、岐阜土木と岐阜市が案を掲示して話を聞きながら検討しております。

【高木会長】

はい、ありがとうございます。この区間、昔は本当にすごい通りましたけど、今、岐阜美濃線のバイパスが出来まして、ほとんどの車はそちらの方回りますが、しかし藍川橋の方に、堤防というか川に沿って直接行くことがある程度あります。先日21日に公立の高校生の合格発表があって、新しい高校生がこの区間を自転車で走行する子たちもたくさん出てくると思いますので、ぜひ、そのあたりの交通安全が確保できるような対策をお願いいたします。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第1号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議ないようですので、議第1号は原案どおり承認することに決しました。議案の審議が終了しましたので、続いて、知事に対する答申についてお諮りします。事務局から答申案の配布をお願いいたします。

ただいまお配りした案は、本日ご審議いただいた結果に基づき、議第1号について、原案を適当と認めるものです。知事に対する答申について、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、知事に対する答申については案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。事務局から報告をお願いします。

【事務局】

それでは、報告事項についてご説明させていただきます。お手元の報告事項1の資料をご覧ください。令和3年度における市町の都市計画決定の状況についてご報告いたします。1ページをご覧ください。令和3年3月から令和4年2月末までの市町の都市計画決定について圏域別及び内容別に整理した総括表でございます。各案件の詳細につきましては2ページ以降に記載しております。これらの案件は、都市計画法に基づき、各市町の都市計画審議会での審議や、県知事への協議が行われ、都市計画決定されております。

以上で令和3年度市町都市計画決定（変更）一覧についての報告を終わらせていただきます。

【高木会長】

はい、事務局より報告がありましたが、ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご質問もないようですので、これをもちまして本日の議事を終了します。ご協力ありがとうございました。では、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

高木会長をはじめ、委員の皆様、本日はご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第218回岐阜県都市計画審議会を閉会いたします。

（おわり）

議事録署名者

会 長

委 員

委 員